

(2) 令和2年6月から令和3年5月までを急減月として本特例措置による改定を既に受けた方についての特例

以下の から のいずれにも該当する被保険者について、2.に定める手続きにより届出があった場合には、令和3年8月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額を、定時決定に係る保険者算定による算定額とする取り扱いとします。(1)

ただし、休業が回復した月(※2)における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その方の標準報酬月額(本特例措置による改定後のものをいう。)に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、別紙1-3の様式により、その内容を届け出た上で、その翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定するものとします。

(1) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、事業主が被保険者に支払う報酬ではないため、報酬の総額には含めません。

(2) 休業が回復した月の考え方は(1)と同じ。

<対象者>

令和2年6月から令和3年5月までを急減月として本特例措置による改定を受けた方であること。ただし、既に休業が回復し前回通知(令和2年10月22日付酒健発第196号。以下同じ。)1(ウ)の届出を行うこととなった方を除きます。(1)

令和3年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、通常の定時決定により決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方であること。

本特例措置による改定を行うことについて、本人が書面で同意している方であること。

(1) 令和2年6月から令和3年5月までを急減月として本特例措置による改定を受けた方には、前回通知1(イ)による特例措置を受けた方を含みます。

(2) 2等級以上低下した方には、次の場合を含みます。

・令和3年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、第49等級となる方が、同年9月の定時決定において第50等級の標準報酬月額(報酬月額が141万5,000円以上である場合に限る。)に決定された場合。

・令和3年8月に支払われた報酬の総額が5万3,000円未満となった方が、同年9月の定時決定において第2級の標準報酬月額に決定された場合。

(3) 令和3年8月に報酬が全く支払われていない方については、第1等級の標準報酬月額として取り扱うこととなります。